

事業主の方へ 償却資産の所有者には、法令で申告が義務付けられています!

所得税や法人税の申告が必要であると同様、固定資産税の償却資産についても申告しなければなりません。固定資産税のうち、土地・家屋として既に課税されているものは償却資産の申告の必要はありませんが、市内に償却資産を持っている事業主の方は、1月31日(月)までに申告してください。

●償却資産って何?

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が法人税法、または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入されるべきものです。国税の申告書に記載されていない簿外資産や償却済資産、遊休資産等も含まれます。(家庭で使用しているものは対象となりません)

償却資産にも、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

●償却資産の対象になるものは何?

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している機械、装置、器具、備品等の資産です。(※事業に利用しているものが、第三者からのリース資産であれば、貸し付けている方(リース会社)が申告する義務者となります)

●次のものは、課税対象とはなりません。

- ①耐用年数が1年未満、または取得価格が10万円未満のもの
- ②取得価格が20万円未満で3年間の一括償却を行なった資産
- ③無形固定資産(鉱業権・営業権等)
- ④自動車税や軽自動車税が課税されている車両
- ⑤家屋として課税されているもの

●申告はどうすればいいの?

様式が定められており、申告書をお渡ししますので、税務課(本庁舎)までお願いします。

申告書には、毎年1月1日現在の償却資産の状況(種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数等必要な事項)を記載し、毎年その年の1月31日(土・日曜・祝日の場合は翌開庁日)までに申告していただくことになっています。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、平成28年度より償却資産申告書に個人番号、または法人番号(マイナンバー)の記載が義務づけられました。

償却資産申告書『3 個人番号又は法人番号欄』に、忘れずに記載してください。

問合先 税務課 ☎444・0509 FAX445・3856

ビジネス継続サポート応援金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている市内中小企業者等の事業継続及び雇用の維持を支援するために交付するもので、現在交付申請を受け付けています。

対象事業者等応援金の詳細や申請書類等は、市公式ウェブサイトまたは本庁舎、甚目寺・七宝市民サービスセンターに掲載・設置していますので、ご確認ください。

申請期間

令和3年11月18日(木)から1月31日(月)(当日消印有効)まで

交付対象区分・金額

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①飲食業サポート 10万円 | ②観光・交通関連業サポート 50万円 |
| ③農業サポート 30万円 | ④全業種サポート 5万円 |

申請方法

申請書類に必要添付書類を添えて、郵送または本庁舎、甚目寺・七宝市民サービスセンターに設置の「ビジネス継続サポート応援金申請書類投函箱」に投函してください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/syoukou/1006628/1007653.html>

問合先 ビジネス継続サポート応援金事務局 ☎444・1001

